

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

【御注意】

2 1 「28」欄には、「措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「非支配目的株式等」の各欄に記載しますが、このとき、「38」欄には「特定株式投信」と記載し、「39」及び「40」の各欄は記載する必要はありません。

事業年度		法人名						
当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合				
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)		1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)		14	円	
関連法人株式等の計算	受取配当等の額 (34の計)		2		受取配当等の額 (34の計)		15	
	負債	当期に支払う負債利子等の額	3		負債	当期に支払う負債利子等の額	16	
		連結法人に支払う負債利子等の額	4			超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」) 計 (16) - (17) + (18)	17	
		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等若しくは対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 ((別表十七(一)「35」と(別表十七(二の二)「24」又は別表十七(二の五)「27」)のうち多い金額)又は((別表十七(二の二)「29」又は別表十七(二の五)「32」)と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	5				18	
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	6		19				
	計 (3) - (4) - (5) + (6)	7		20				
	総資産価額 (29の計)	8		21				
	期末関連法人株式等の帳簿価額 (30の計)	9		22				
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 $(7) \times \frac{(9)}{(8)}$	10		23	円			
	その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)		11		その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)		24	
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)		12		非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)		25		
受取配当等の益金不算入額 $(1) + ((2) - (10)) + (11) \times 50\% + (12) \times (20\% \text{又は} 40\%)$		13		受取配当等の益金不算入額 $(14) + ((15) - (23)) + (24) \times 50\% + (25) \times (20\% \text{又は} 40\%)$		26		
当年度実績による場合の総資産価額等の計算								
区分		総資産の帳簿価額		連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等		総資産価額 (27) - (28)		
		27		28		29		
前期末現在額		円		円		円		
当期末現在額								
計								
受取配当等の額の明細								
完全子法人株式等	法人名	本店の所在地		受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額 31			
				・	円			
				・				
	計							
関連法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	保有割合	受取配当等の額 32	左のうち益金の額に算入される金額 33	益金不算入の対象となる金額 (32) - (33) 34	
			・		円	円	円	
			・					
	計							
その他株式等	法人名	本店の所在地		受取配当等の額 35	左のうち益金の額に算入される金額 36	益金不算入の対象となる金額 (35) - (36) 37		
				円	円	円		
	計							
非支配目的株式等	法人名 又は銘柄	本店の所在地	基準日	保有割合	受取配当等の額 41	左のうち益金の額に算入される金額 42	益金不算入の対象となる金額 (41) - (42) 43	
		38	39	40	円	円	円	
			・					
	計							